

はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。また、平成23年改正により、所轄庁の変更、認定事務の移行、申請手続の簡素化・柔軟化、会計の明確化、認定基準の緩和及び認定の効果の拡充等の措置が講じられました。

今般、平成23年改正法附則の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われ、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため平成28年6月に法改正が行われ、一部を除いて平成29年4月から施行されることとなりました。

今回の法改正では、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として、(1)認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等(2)貸借対照表の公告等(3)認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等などの改正が行われました。また、情報公開の一層の推進を図るための措置として(1)事業報告書等、役員報酬規定等の備置期間の延長等(2)内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大、さらに「仮認定特定非営利活動法人」から「特例認定特定非営利活動法人」への名称変更などの改正が行われました。

本書は、これらの改正事項を織り込み、認証及び認定制度に係る規定の内容及び諸手続について解説しています。認証、認定を受けるための申請手続及び認証後、認定後に必要となる諸手続を行う際には、各所轄庁の定める申請書式等に基づいて行う必要がありますが、法令等に基づく標準的な諸手続の解説として参考にしてください。

平成29年2月

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
平成23年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
平成28年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	組合等登記令（昭和39年政令第29号）
行手法	行政手続法（平成5年法律第88号）
法10①二イ	特定非営利活動促進法第10条第1項第2号イ

平成28年改正法による主な変更点は、



が目印です。

(注1) この手引きは、平成29年4月1日現在の法令によっています。

(注2) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成29年政令第300号）の公布をうけて、一部修正しました。（平成29年12月）